

長野県、富山県及び石川県における雇用創出・若者定着に関する協定書

長野県、富山県及び石川県（以下それぞれ「甲」、「乙」及び「丙」という。）並びに国立大学法人信州大学、国立大学法人富山大学及び国立大学法人金沢大学（以下「丁」と総称する。）は、甲、乙及び丙内における雇用創出・若者定着を推進するため、教育プログラムを活用して、互いに連携することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁の連携のもと、社会変化に対応しながら地域の成長にえられる人材を養成するとともに、地域企業の課題解決や成長力強化に取り組むことで魅力ある就業先の充実・雇用拡大を図り、若者の定着、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に資することを目的とする。

（教育プログラムの名称）

第2条 甲、乙、丙及び丁が連携して行う本事業における教育プログラムの名称は、「地域基幹産業を再定義・創新する人材創出プログラム「ENGINE」」とする。

（目標）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、丁の所在地毎に定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）に掲げる若者の定着に関する次の各号の数値目標の達成に向けて、本事業を活用して互いに連携するものとする。

（1）甲

総合戦略「しあわせ信州創造プラン 3.0」に掲げる長野県内における令和9年度の県内大学卒業生の県内就職率の目標を58%以上とする。

（2）乙

総合戦略「第2期とやま未来創生戦略」に掲げる富山県内における令和7年度の県内大学等新規学卒者の県内就職率を67.5%以上とする。

（3）丙

「石川県成長戦略」に掲げる石川県内における令和14年度の県内出身の県内大学生の県内就職率の目標を85%とする。また、石川県内における県外出身の県内大学生の県内就職率の目標を25%とする。

2 前項の目標は、甲、乙及び丙がそれぞれ定める総合戦略が更新されたときは、それに合わせて見直しを行う。

（連携事項）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）第2条の教育プログラムの構築及び実施に関すること。
- （2）甲、乙及び丙内における若者定着と雇用創出に関すること。
- （3）甲、乙及び丙内における産学官地域連携の推進に関すること。
- （4）甲、乙及び丙内における地域人材の育成に関すること（リカレント・リスクリング）。
- （5）その他第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携協議会）

第5条 前条の連携事項を円滑に推進するため、コンソーシアムを設置し、第3条に規定する数値目標に対する成果を検証するものとする。

2 コンソーシアムに関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は令和9年3月31日までとする。ただし、その間の連携内容につき評価を行い、甲、乙、丙及び丁の合意により更新することができる。

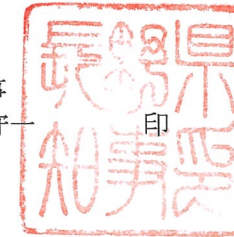
（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、各自その1通を保有する。

令和7年6月1日

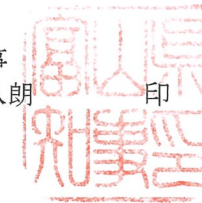
（甲）長野県知事
阿部 守一



（丁）国立大学法人信州大学長
中村 宗一郎



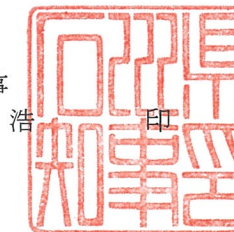
（乙）富山県知事
新田 八朗



国立大学法人富山大学長
齋藤 滋



（丙）石川県知事
馳 浩



国立大学法人金沢大学長
和田 隆志

